

※参考 督促等に関する法令

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（市町村民税に係る督促）

第三百二十九条 納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（市町村民税に係る滞納処分）

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

（中略）

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方税法では、税目ごとに督促や滞納処分の規定があり、主なものは下記のとおりです。

税目	督促の規定	滞納処分の規定
市町村民税	第 3 2 9 条	第 3 3 1 条
固定資産税	第 3 7 1 条	第 3 7 3 条
軽自動車税	第 4 5 7 条	第 4 5 9 条
都市計画税	第 7 0 2 条の 8	第 7 0 2 条の 8

さいたま市市税条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 67 号）

（督促）

第 13 条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、市長は、納期限後 30 日以内に督促状を発するものとする。

《督促と催告の違い》

督促は前記のとおり、法令に規定がありますが、催告の発付については、直接の根拠規定はありません。

催告は、督促を発しても納付がない方に対して納付を促す行為全般を指し、文書や電話、訪問といった方法で行っています。納期限の失念、やむを得ない事情による滞納について、滞納処分を実施する前に催告を行うことで、自主的な納税意欲の喚起を行っています。

催告について、国税徴収法基本通達（第 4 7 条（差押えの要件）関係 1 8）において、以下のように示されています。

（着手前の催告）

督促状若しくは納付催告書又は譲渡担保権者に対する告知書を発した後 6 月以上を経て差押えをする場合には、あらかじめ、催告をするものとする。